

「合理的配慮の提供」が義務づけられました。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

1. 合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関などが、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で行う対応です。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人と事業者などとの間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、ともに対応案を検討していくことが重要です。建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供の義務違反となる可能性もあるため注意が必要です。

2. 合理的配慮の具体例

① 物理的環境への配慮

数センチの段差があり、車いすが進めなくなる事象が生じたため、建設的対話の結果、段差に一時的に板等でスロープを渡すことにした。

飲食店で車いすのまま着席したいとの申し出があり、机に備え付けのいすを片付けて、車

いすのまま着席できるスペースを確保した。

② 意思疎通への配慮

認知症の方に対して、後ろからではなく、前から声をかけるようにした。

難聴のため筆談を希望したが、弱視でもあるため、細いペンや小さな文字では読みづらいことを確認し、太いペンで大きな文字を書いて筆談を行うようにした。

3. 合理的配慮の提供における留意点(対話の際に避けるべき考え方)

① 「前例がありません」

合理的配慮の提供は、個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

② 「特別扱いできません」

合理的配慮は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

③ 「もし何かあったら・・・」

漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスクの軽減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

④ 「障がいのある人は・・・」

同じ障がいでも程度などによって適切な配慮が異なるので、ひとくくりせず、個別に検討する必要があります。

4. 合理的配慮の義務違反例

盲導犬同伴の受け入れについて宿泊施設に確認したところ、旅館は畳であることを理由に宿泊を断られた。

車いす利用者が、施設内での移動やベッドへの乗降の際の一時的な手伝いをお願いしたところ、一律に「対応していない」と断られた。

障がい者の団体がホテル宿泊の申し込みに際して、障がいのない者を含むよう条件をつけられた。

内閣府のポータルサイトでは、障害者差別解消法の概要や、障がい特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を紹介しています。

市教育委員会生涯学習課
人権教育推進室(教育庁舎2階)
☎ 33・3814
FAX 33・1230
✉ jinkenkyouiku@city.komatsushima-tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (432) 山崎泰子・選

へいあん めいば するすみ やぶ にいみ みずこめまつ
平安の名馬「磨墨」ねむる藪 新居見にありて水米奉る 田浦町 岩田 泰一

はなみずき こうげん きり ぬ せき
はなみずき高原の霧にそぼ濡れて咳をするごとはなびら揺るる 松島町 萬野 行子

いき しず ゆうひ み たびだ きみ かぜた おか
息つめて沈む夕陽を見ていたり旅立つ君と風立つ丘に 中田町 湯浅 百世

たいよう の あさ かぜきのう ふ はら
太陽のひかりを乗せた朝の風昨日のことを吹き払いたる 前原町 福元 英夫

はろウインのお化けかぼちやの衣装着て舞台に並ぶ園児がんばれ 日開野町 森 理子

でむか ふね う もく
出迎えるようにかんむりうみすずめ舟にならびて浮きつ降りつ 小松島町 萬宮千鶴子

カーソルを追いて巻まざる蜘蛛のいてそれを目で追う私がいる 松島町 六田 靖子

おばさんが森高ならば連れて行く付いて行きます江口様なら 横須町 天王谷 一

猫じゃらしじゃらしひとり遊びする平和がいまだ日本にはある 中田町 松並 敦子

